

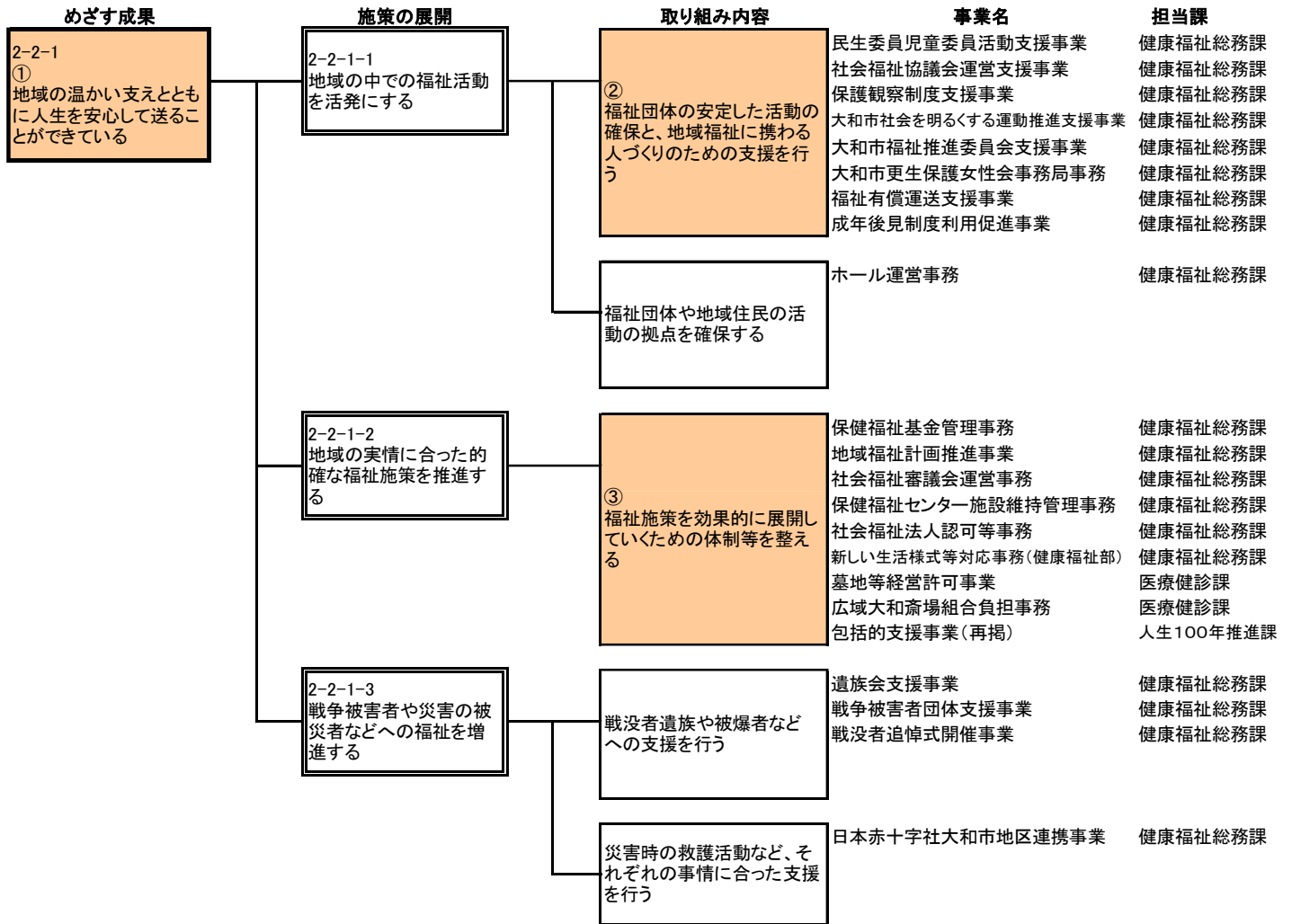
施策評価（一次評価）

個別目標 2－2

令和4年度施策評価（一次評価）

健康領域	人の健康	
基本目標	2	一人ひとりがささえの手を実感できるまち
個別目標	2-2	助け合い、共に生きる福祉のしくみづくりを推進する
めざす成果	2-2-1	地域の温かい支えとともに人生を安心して送ることができる
	2-2-2	社会保障のしくみが安定的に維持されている

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）



(単位：千円)

◎所管部長：健康福祉部長 樋田 久美子

総事業費 (予算)	H31(R1)	R2	R3	R4
	360,290	371,540	380,255	385,377

成果を計る主な指標		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
		計画当初値	実績値 （Ｒ１）	実績値 （Ｒ２）	実績値 （Ｒ３）	中間目標値 （Ｒ３）	最終目標値 （Ｒ５）
①	地域に支え合う人のつながり があると思う市民の割合	４３．９％			３８．３％	４８．５％	５０．０％
②	民生委員・児童委員充 足率	９９．３％	９４．６％	９５．７％	９６．０％	１００．０％	１００．０％
③	協議体の設置数（累 計）	４箇所	５箇所	５箇所	５箇所	７箇所	８箇所

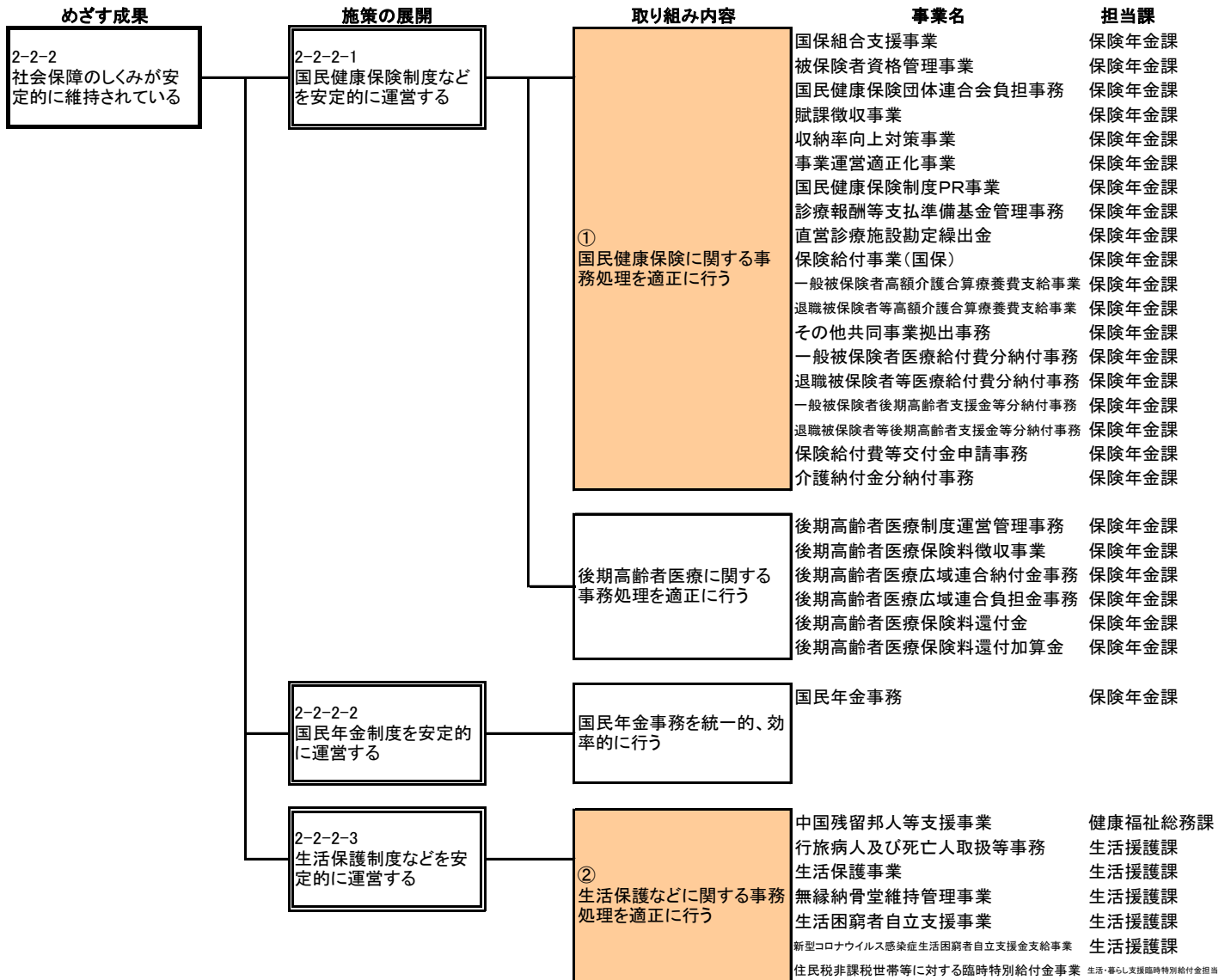
これまでの成果	【地域の中で福祉活動を活発にする】 ■民生委員・児童委員の活動に対して支援を行いました。 <事業内容> ・民生嘱託員報酬対象者数（R3の延べ人数）：3,181人 ・推薦会委員報酬対象者数（R3の延べ人数）：40人 ・民生委員児童委員協議会部会開催回数：（R1）18回、（R2）6回、（R3）10回 （児童委員部会・生活福祉部会・広報部会） ■民生委員・児童委員協議会の円滑な運営のため、事務局としてその活動を支えるとともに、民生委員・児童委員の資質向上のため、活動に資する様々な情報を提供しました。 ■地域の福祉活動を推進するため、社会福祉協議会の運営について助言、指導等を行いました。 【地域の実情に合った的確な福祉施策を推進する】 ■大和斎場での火葬を適切に実施しました。（R1年度：2,010件、R2年度：2,084件、R3年度：2,208件） ■高齢の方が住み慣れた地域にいつまでも住み続けていけるように、市内5か所に協議体を設置し、活動を支援することで高齢の方の日常生活での困りごとなどを、地域で支えあう体制作りを行いました。

成果に対する評価と課題	【地域の中で福祉活動を活発にする】 ■民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、地域の見守り役として非常に重要な役割を担っており、その支援については継続的・積極的に行ってきました。 <u>民生委員のなり手不足が直近の課題ですが、民生委員の果たす役割や重要性について、継続して周知・啓発を行い、民生委員の確保につなげていく必要があります。</u> ■市と社会福祉協議会との役割を見極めながら、今後取り組むべき課題を整理し、さらに連携を図る必要があります。 【地域の実情に合った的確な福祉施策を推進する】 ■火葬需要の増加に対応するため、組織市（本市、海老名市、座間市及び綾瀬市）での協議により共通認識を持ちながら対応策等を決めていく必要があります。 ■協議体の立上げ支援については、地域で活動する各団体等に対して協議体の必要性を説明することで設立機運を醸成していましたが、令和2、3年度においては、新型コロナの影響で、その説明のための会議開催が困難な状況となり、十分な機運醸成に至りませんでした。今後は、新型コロナに対応した形で未設置の地域向けに研修会等を通じて情報提供を行うなど、新規協議体の立上げにつなげるよう、普及啓発に努めます。

令和4年度施策評価（一次評価）

健康領域	人の健康	
基本目標	2	一人ひとりがささえの手を実感できるまち
個別目標	2-2	助け合い、共に生きる福祉のしくみづくりを推進する
めざす成果	2-2-1	地域の温かい支えとともに人生を安心して送ることができる
	2-2-2	社会保障のしくみが安定的に維持されている

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）



◎所管部長：市民経済部長 佐藤 則夫 健康福祉部長 樋田 久美子		(単位：千円)			
総事業費 (予算)		H31(R1) 33,076,028	R2 32,805,190	R3 32,703,939	R4 33,198,825

成果を計る主な指標		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）					
		計画当初値	実績値 （Ｒ１）	実績値 （Ｒ２）	実績値 （Ｒ３）	中間目標値 （Ｒ３）	最終目標値 （Ｒ５）
①	国民健康保険制度における１人当たりの医療費の伸び率（対前年度）	２．０％	３．１％	－２．７％	６．４％	２．０％	２．０％
②	保護受給世帯のうち、働ける世帯（その他世帯）の割合	１２．５％	１０．８％	１１．３％	１０．７％	１１．０％	１０．０％

これまでの成果	【国民健康保険制度などを安定的に運営する】 ■国民健康保険の資格管理業務、賦課徴収業務、給付業務、交付金申請事務処理等を適正に遂行し、安定的な制度運営を行いました。 ■賦課徴収業務については、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、大和市の被保険者に対し、所得状況に応じた適正な課税を行い、納税通知書を送付しました。様々な納付方法を提案し効果的に利用することで、国民健康保険税の収納率向上につながりました。 ■後期高齢者医療については被保険者数が増加する中、保険料徴収事業や広域連合負担金事務を適正に遂行し、安定的な制度運営を行いました。
	【生活保護制度などを安定的に運営する】 ■生活に困窮した方に対して、生存権を保障する憲法25条の規定を理念とした生活保護法に基づき、その程度に応じた保護を実施し、自立を促すとともに、健康で文化的な生活を営めるよう支援を行いました。生活保護率は、近年の景気回復に伴い、微減の傾向にあります。 ■就労阻害要因のない稼働年齢層の生活保護受給者や生活保護申請段階の者を対象に、支援対象者個々の状況に応じた就労支援計画を作成して計画に沿った細やかな就労支援を実施し、速やかな就労に繋げ、自立を促しました。令和元年度は71世帯、令和2年度は89世帯、令和3年度は71世帯が自立に結びつきました。 ■生活保護を受給していないが生活保護に至る可能性のある者で自立が見込まれる者を対象として、相談員による就労・その他自立に関する相談支援、住居確保給付金の給付を行い経済的に困窮している者の自立した生活維持に寄与しました。 ■令和3年度分の課税情報を基に抽出した住民税非課税世帯に対して臨時特別給付金の支給に必要な書類を送付し、その返信により受給の意思等を確認した後、速やかに給付金を支給しました。また、令和3年度分の住民税は課税であったものの、新型コロナウイルスの影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められた世帯（家計急変世帯）については、申請に必要な書類をホームページでダウンロードできる環境を整え、併せて、市内公共施設へ配架することで申請へとつなげていきました。いずれの支給対象世帯についても、申請書類を受理次第すみやかに内容を確認し支給することで、生活困窮世帯の経済的な負担の軽減を図りました。（R3支給世帯数：18,554世帯）

成果に対する評価と課題	【国民健康保険制度などを安定的に運営する】 ■国民健康保険の加入者は減少しているものの、医療の高度化や加入者の高齢化等を要因として、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。 ■賦課徴収業務については、公平感のある賦課・徴収を行うことで、ここ数年間、国民健康保険税の収納率は微増しています。平成24年度以降、国民健康保険税率の改定を行っていないため、段階的な税率・税額の改定を検討する必要があります。 ■引き続き適正な事務処理と、医療適正化の推進、保険税（料）や交付金等財源の確保に努め、制度の安定化を図っていきます。
	【生活保護制度などを安定的に運営する】 ■稼働年齢層で生活が困窮し、生活保護を受給する世帯は、近年の景気の回復や就労支援事業の実施に伴い、減少傾向にありましたが、高齢化や核家族化に伴い、生活保護を受給する高齢者世帯が増加傾向にあることに加え、コロナ禍における景気変動により一時的な要因でもたらされる受給者の増加が予想されます。そのため、引き続き受給者・受給世帯に関する動向を注視しながら、対応できるように準備しておく必要があります。 ■生活保護のうち医療扶助について、後発医薬品の利用促進や、レセプト(医療報酬の明細書)管理システムデータを活用した、適正な受診指導及び早期の保健指導による生活習慣病の予防などの支援を行うことで、医療扶助費の抑制に寄与しました。 ■生活困窮者に対する相談員による就労・その他自立に関する相談支援は、相談のみではなく、一人ひとりが置かれている状況等から、適切な支援ができるよう他課や関係機関と連携を図る必要があります。 ■臨時特別給付金の支給対象にも関わらず申請に至っていない世帯が残っている現状を踏まえ、給付金の申請方法についてより分かりやすく、かつ申請しやすい様子に見直す必要があります。また、申請に至っていない世帯の確認書の受け取りの有無及び状況（例：入院等で住民票に登録している住居とは別の場所に長期間いるのではないかな等）について確認する必要があります。

(単位：千円)

めざす成果		2-2-1	地域の温かい支えとともに人生を安心して送ることができる			
主要な 事業 内容	事務事業名		R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
			法令等の義務	実施手法	財源構成	
	事務事業の目的					
	民生委員児童委員活動支援事業		35,606	34,561	34,918	36,892
			有	直営	県・一財	
	市民の地域における相談相手・支援者として、民生委員児童委員活動の円滑な推進体制を確保します。					
	社会福祉協議会運営支援事業		99,341	96,817	95,815	99,933
			無	直営	国・県・他・一財	
	社会福祉協議会の健全育成を支援し、地域社会の福祉活動の活性化を図ります。					
	包括的支援事業		274,499	283,632	283,265	305,729
			有	直営・委託	国・県・一財	
高齢の方が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送るため、心身の健康の保持等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。						

めざす成果		2-2-2	社会保障のしくみが安定的に維持されている			
主要な 事業 内容	事務事業名		R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4予算額
			法令等の義務	実施手法	財源構成	
	事務事業の目的					
	賦課徴収事業		9,278	8,301	8,658	13,037
			有	直営・委託	一財	
	国民健康保険税の適正な賦課と徴収を図ります。					
	生活保護事業		6,669,807	6,514,077	6,715,003	6,707,444
			有	直営	国・県・他・一財	
	生活困窮者の最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的として扶助を行います。					
	生活困窮者自立支援事業		16,607	87,301	80,598	50,655
			有	委託	国・一財	
経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者の相談に応じ、本人の状況に合わせた支援を行うことで、自立促進を図ります。						

【注釈】 <法令等の義務> 法律または政省令による事業実施根拠の有無
 <実施手法> 直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
 <財源構成> 一財：一般財源 国：国庫補助金等 県：県費補助金等 市：市債 他：その他特定財源